

ロシア

通関制度の一層の改善を求めて

ジェットロ モスクワ事務所 宮川 嵩浩

通関制度改善への取り組みが動き始めた。ロードマップを策定し、政府主導で通関手続きの効率化を推進する。一方、民間からも、政府機関との対話を行いながら、通関手続きの利便性向上を目指し働きかけを行っている。ロシアの通関制度は、「非効率で分かりにくい」から「効率的で利便性が高い」へと変貌するのか。通関制度改善に向けた官民の取り組みを紹介する。

ロードマップを策定

従来、ロシアでビジネスを展開する日系企業や外資系企業にとって通関制度は頭痛の種だった。「通関時に提出を求められる書類が多い」「提出書類の電子化が進んでいない」「通関に時間がかかる」「サンプル輸入に契約書が必要」「担当官により判断が異なる」——など。

関税収入は連邦予算（歳入）の50%以上（日本は12.5%）を占め、政府にとっては重要な収入源である。毎年、連邦税関局（FTS）には政府から関税徴収の目標額が課され、各税関職員にはその目標を達成することが求められる。その半面、輸入者が申告価格を偽ったり、密輸などで徴税を逃れようとする事例があり、税関職員もより検査を厳しくする必要に迫られているという事情があるようだ。

ところがここに来て、そんな状況に変化が見られる。WTO加盟を契機に外資誘致に向けてビジネス環境の改善が期待される中、通関分野でも改善を図ろうという機運が生まれたのだ。政府は2012年6月29日付で「税関行政改革」ロードマップを策定した（表）。これには、企業や法律実務家の提言内容が盛り込まれた。世界銀行の年次報告書・ビジネス環境調査（Doing Business）の「貿易」分野でのランキングを12年の160位から18年までに17位にすることが目標だ。通

関手続きの簡素化や所要時間の短縮を目指す。主な改善内容としては、提出書類数の削減や必要書類の準備や取得にかかる期間の短縮、通関検査にかかる期間の短縮、電子申告の推進などが挙がる。

改善進展との評価も

最近では、税関当局の輸入通関の対応について、現地日系企業から、改善が見られると評価する声が聞かれるようになった。例えば、「通関申告内容が全ての税関で共有されるようになった」「税関担当者の判断で行われていた輸入貨物の全品検査の実施が、無作為抽出に変わった」「関係ない第三者が製品を輸入しようとする、税関から通関可否の確認の連絡がくる。知的財産権対象物の税関登録の仕組みがきちんと機能している」「完成品の輸入について特段問題は感じられない」——といった声からは、「非効率」や「不透明」というイメージが払拭されつつあるという印象を受ける。

ただ、問題がないわけではない。例えば、最近でも「自動車リサイクル税の導入に伴うシステム整備が遅れており、輸入通関に時間がかかった」「税関職員から市場販売価格の情報に基づき、輸入申告価格の大幅修正を要求された」などの事例が報告されている。

通関手続きの利便性向上に向けて日系企業が改善を求めている事項は主に以下の3点。

1点目は、認定事業者（AEO）制度^{注1}の対象拡大。現状の制度では輸入者と輸出者しか登録できない。現在の日系企業のビジネス形態は、メーカーが輸送業者と契約し、その輸送業者と倉庫業者が契約する形が多い。このためAEO制度のメリットを享受しにくいのだ。

2点目は、新製品発表などの際に必要なサンプルの

表 「税関行政改革」ロードマップの概要と成果指標（一部抜粋）

名称	「税関行政改革」ロードマップ（2012年6月29日付連邦政府指示第1125-r号）			
概要	税関業務や通関手続きを改善し、より簡単でスピーディー、透明性が高く、かつ費用を抑制する。と同時に、近代的な情報技術を活用することで従来、通関時に行われていた検査を一部通関後の段階にシフトさせることにより通関検査の効率化を図る			
目的	・ 輸出入時の税関業務や通関手続きのための提出書類数の削減			
	・ 輸入手続きに必要なとなる書類の準備や取得にかかる期間の短縮			
	・ 輸入手続きにかかる期間の短縮			
	・ 市場における輸入品の関取引の割合の縮小			
	・ 輸入手続きにかかる期間の短縮を可能にする税関申告や通関時における技術の導入			

成果指標	単位	2012年	2015年	2018年
・ 世界銀行の年次報告書「Doing Business」の「貿易」分野でのランキング	位	160	79	17
(輸入)				
・ 輸入時の税関業務や通関手続きのための提出書類数 ^注	種類	10	6	4
・ 輸入手続きに必要なとなる書類の準備や取得にかかる期間	日	25	15	7
・ 輸入手続きにかかる期間	時間	96	24	2
(輸出)				
・ 輸出時の税関業務や通関手続きのための提出書類数 ^注	種類	8	4	4
・ 輸出手続きに必要なとなる書類の準備や取得にかかる期間	日	25	15	7
・ 輸出手続きにかかる期間	時間	72	24	2

注：今後提出が義務化されなくなる書類としては、税関申告書への全権委任状（電子署名があり、かつ電子申告による場合）、契約書（全ての重要な取引条件を証明する文書がある場合）、関税支払証明書などが想定されている
資料：2012年6月29日付連邦政府指示第1125-r号を基にジェトロ作成

輸入手続き簡素化。家電や精密機器などの場合、新製品発表に際し、世界同時発表を行うことが多い。重要市場ロシアも例外ではない。その場合、日本からの製品輸送期間は1週間から10日間ほど。発表前なので詳細な製品情報は伏せ、匿名コード（一時的なコード）で税関申告することになる。そうすると契約書を作成したとしても製品説明が難しく、通関時に思わぬ時間がかかってしまうわけだ。

3点目は、通関時の申告価格修正に税関側が提示する根拠資料の妥当性。ロシアでは、税関が収集した独自データに基づき税関申告価格の妥当性を判断する仕組みがある。初めて輸入する製品、補修部品、素材など、分類が難しい物品の場合、往々にして輸入価格ではなく税関側が収集した市場販売価格情報に基づいて、課税されることがある。実際の輸入者との契約価格から大幅に割高な関税が課されがちで、これが問題とされている。

対話を通じて利便性の向上を

モスクワ・ジャパンクラブ^{注2}の商工部会の下部組織・通関委員会^{注3}は、FTSとの意見交換の場を定期的に設けている。今年も3月19日に日系企業が抱える前述のような課題の解決に向けて改善の申し入れを行った。

まず、AEO制度については、メーカー、輸送業者、倉庫業者の3事業者の登録を可能とし、現状の日系企業のビジネス形態のまま活用できるようにすること。またサンプル輸入については、短期間で通関手続きが終了するよう統一の申請フォームを作成するなど、手続きの簡素化を要望した。さらに、申告価格の妥当性を判断する際、市場価格情報を使用しないよう改善を求めた。

その結果、FTSからは、1点目に関して①事業者側からの要請に応じて制度を改善していく用意がある、②現在、AEO制度の拡充を目的とした法改正の準備を進めており、その中で制度対象者（輸入者および輸出者）に関する制限の撤廃を検討している、とのコメントが得られた。この他、2点目、3点目については、今後も継続議論することになっている。

WTO加盟や自由貿易協定（FTA）締結などを契機に、ロシアと諸外国間の貿易規模は今後も拡大が予想される。そんな中、ロシアでは今、官民双方の働きかけと対話を通じて、「効率的」で「利便性の高い」通関制度構築への模索が続いている。

注1：AEOの認定を受けると、通関手続きの簡素化、貨物引き取りまでの時間短縮、関税およびVAT支払いの猶予などの利点がある。

注2：法人会員企業数：190社（2013年6月時点）

注3：メンバー企業数：11社・2団体、事務局：ジェトロ